

居宅介護支援事業所圭泉会ケアセンター重要事項説明書〈利用料〉

居宅介護支援費（Ⅰ）

i 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 10,860 円 要介護 3・4・5 14,110 円

ii 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,440 円 要介護 3・4・5 7,040 円

iii 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,260 円 要介護 3・4・5 4,220 円

居宅介護支援費（Ⅱ）

ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合

i 介護支援専門員取扱件数 50 件未満の場合

要介護 1・2 10,860 円 要介護 3・4・5 14,110 円

ii 介護支援専門員取扱件数 50 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,270 円 要介護 3・4・5 6,830 円

iii 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,160 円 要介護 3・4・5 4,100 円

加算・減算

初回加算 1 か月につき 3,000 円

- ・新規あるいは要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合

入院時情報連携加算（Ⅰ） 1 か月につき 2,500 円

- ・利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合

入院時情報連携加算（Ⅱ） 1 か月につき 2,000 円

- ・利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合

退院・退所加算（Ⅰ）イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 4,500 円

- ・病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けている

退院・退所加算（Ⅰ）ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6,000 円

- ・病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けている

退院・退所加算（Ⅱ）イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6,000 円

- ・病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受けている

退院・退所加算（Ⅱ）ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 7,500 円

- ・病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる

退院・退所加算（Ⅲ）	入院または入所期間中1回を限度に	9,000 円
・病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる		
通院時情報連携加算	1か月につき	500 円
・利用者が病院・診療所において医師または歯科医師の診察を受けるときに同席し、利用者の心身状況や生活環境等の情報の提供を行い、医師または歯科医師から必要な情報の提供を受けた場合		
緊急時等居宅カンファレンス加算	1か月に2回を限度に	2,000 円
・利用者の状態の急変等に伴い、利用者に対する訪問診療実施の医療機関や在宅療養を担う医療機関の保険医の求めにより、利用者宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合		
ターミナルケアマネジメント加算		4,000 円
・死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合		
特定事業所加算（Ⅰ）	1か月につき	5,190 円
特定事業所加算（Ⅱ）	1か月につき	4,210 円
特定事業所加算（Ⅲ）	1か月につき	3,230 円
特定事業所加算（Ⅳ）	1か月につき	1,140 円
・質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施している等、当該事業所が厚生労働省の定める基準に適合する場合		
介護職員等処遇改善加算		+2.1/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5/100
中山間地域等における小規模事業所加算		+10/100
特別地域加算		+15/100
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100
業務継続計画未策定減算		-1/100
同一建物減算		-5/100
運営基準減算		-50/100
特定事業所集中減算	1か月につき	200 円

※利用料は法令に定めた通りとし、各種法令等に変更があった場合はその内容に自動的に更新するものとする